

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2013

月刊

中小企業レポート

11

No.444

長野県中小企業団体中央会

特集

第65回中小企業団体全国大会



消費税が
8%
になっても

けんしんのATMは、
365日・24時間

**いつでも
無料**

けんしんのATMで、けんしんのカードをご利用いただくと、「お引出し手数料」が無料です。

※共同ATM・コンビニATMはお引出し手数料が時間帯により無料となります。

24時間営業店舗

■本店営業部 ■若里支店 ■須坂支店 ■上田支店

※週1回、メンテナンスのためご利用いただけない時間帯がございます。ご利用いただけない時間帯／日曜日22:00～月曜日8:00（月曜日が休日の場合は9:00）

消費税が8%になっても…

¥0

けんしんのATMなら、年間で**3,888円**お得です。

消費税が8%になった場合の
計算例

●月3回のお引出し手数料は $108\text{円} \times 3\text{回} = 324\text{円}$
●年間36回のお引出し手数料は $108\text{円} \times 36\text{回} = 3,888\text{円}$
(月3回×12カ月=36回)

※上記の計算例は一例であり、金融機関によっては無料時間・手数料が異なります。

**ATM通帳自動繰越
サービス**

24時間新しい通帳へ自動的に繰り越せます。

■通帳繰越の表示のあるATMをご利用ください。
■ご利用いただける通帳／◎普通預金通帳◎総合口座通帳

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。



長野県信用組合 けんしん

【ホームページ】<http://www.naganokenshin.jp>

-
- 2 **特集**
第65回中小企業団体全国大会
-
- 13 **労務管理のポイント**
定年後の年金
-
- 16 **好機逸すべからず**
～採択企業の取り組み事例紹介～
アスザック株式会社（高山村）
株式会社ちくま精機（安曇野市）
-
- 18 **企業組合事例**
企業組合労協ながの（長野市）
-
- 20 **中央会インフォメーション**
-
- 22 **組合事業紹介**
協同組合長野県中古自動車
リサイクルセンター東部町事業所
木曾漆器工業協同組合
-

《藍型染》

藍染めの青い色は、「JAPAN BLUE」として世界に知られるほど深く鮮やかな日本の色として知られています。江戸時代より松本市では藍染が盛んに行われてきましたが、藍型染を行うには特別な許可が必要でした。

藍型染はドロドロに溶いたもち米に石灰を混ぜた糊を型紙の上から塗っていき、本藍で染めていきます。精巧で美しい型染は、浴衣や着物だけではなく暖簾などにも人気があります。

（撮影協力：松本市 藍染 浜染め工房）



つながる絆、ひろがる未来 組合 -絆- ルネサンスを合い言葉に

第65回全国大会開催

滋賀県大津市 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール



平成25年10月24日（木）、第65回中小企業団体全国大会が、日本で最大の面積と貯水量を持ちラムサール条約にも登録されている湖琵琶湖の畔、滋賀県立芸術劇場「びわ湖ホール」（滋賀県大津市）において開催されました。

松島みどり経済産業副大臣、嘉田由紀子滋賀県知事をはじめ数多くのご来賓にご臨席を賜り、長野県からの参加者73名を含め全国各地より中小企業組合の関係者2,200名が結集しました。大会では、「実感ある景気回復と経済成長の実現」並びに「中小企業の活力強化」を具体化するために、中小企業対策の拡充に関する15項目の決議及び大会宣言を全会一致で採択しました。

併せて優良組合等の表彰も行われ、長野県からは3組合（全国で34組合）が表彰されました。また、第66回大会は、平成26年10月23日に東京・日比谷公会堂で開催されることが決定しました。



鶴田会長挨拶

全国中小企業団体中央会

東日本大震災から2年半以上経過したが、被災地では、中小企業組合等が「相互扶助の精神」を如何なく発揮し、復旧・復興の原動力となっているものの、震災の被害はあまりに甚大であり、被災地の産業の再生への道程は陰しく厳しい。

このため、①新製品・サービスの開発、高効率生産ライン等幅広い分野への設備投資等の促進、②設備廃棄・集約化、事業再編・事業承継、創業・第二創業等による新陳代謝の促進、③ものづくり産業の強化及び環境・エネルギー、健康・医療等、成長分野に挑戦する中小企業の支援、④農林水産業等異分野や海外展開などの新市場開拓の強化、⑤震災復興の支援継続・強化等を実現していくことが必要である。

国及び都道府県は、国民の暮らしを支える中小企業が力強く成長、発展できるよう下記事項の実現を図る必要がある。

県内優良組合表彰

環境に優しい
自動車整備優良事業場

理事長 綿貫 忠良
 設立年月日 昭和51年11月8日
 組合員数 13人
 専従者数 26人
 主な共同事業 ①定期点検整備事業
 ②自動車の钣金塗装事業 ほか

大切な荷物を、
組合員の車で迅速安全に輸送

理事長 藤原 薫
設立年月日 昭和41年5月26日
組合員数 14人
専従者数 4人
主な共同事業 ①共同受注事業
②共同購買事業 ほか

元気な組合員元気ある組合で
地域に寄与する

理事長 滝澤 忠一郎
設立年月日 昭和51年10月22日
組合員数 10人
専従者数 0人
主な共同事業 ①共同受注事業
②共同金融事業 ほか

決 議 内 容

I. 実感ある景気回復と経済成長の実現

1. デフレ脱却のための成長戦略の具現化

【要望事項】

1. 成長戦略の迅速な実行

- (1) 地域経済を支える中小企業が成長を実感し、活力を発揮できるよう「日本再興戦略」を具体化し、迅速に実行すること。特に、企業の設備投資や事業再編を促す「産業競争力強化法案」を早期に制定すること。
- (2) 中小企業の経営革新、創業、事業転換、事業承継等に係る中小企業の多様な発展段階に応じた支援策を強化すること。
- (3) 「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業」の拡充及びものづくり支援人材への育成を強化すること。
- (4) 「戦略市場創造プラン」により健康長寿・エネルギー・次世代インフラ・地域資源の4分野等の成長分野に中小企業が円滑に進出できるよう、経営相談から設備更新、フォローアップに至るきめ細かな支援措置を強化すること。
- (5) 防災・減災等に向けた社会資本を整備するための公共投資を行い、災害に強い地域づくりを通じて内需を拡大すること。
- (6) 海外進出した企業の利益が国内に還流され、地域産業の強化と雇用の増加につながるような海外展開への支援を推進すること。
- (7) クラウド・コンピューティングの活用をはじめ中小企業のIT化を強力に支援すること。ビッグデータ等を分析・活用できる人材養成を行うこと。

2. 安価で安定的なエネルギー供給の実現

- (1) 政府は、料金査定の厳格化、化石燃料調達力

の強化、高効率石炭火力発電の活用を推進するとともに、地元住民の理解を前提に、審査により厳格な安全確認がなされた原子力発電については、再稼働を速やかに実現し、電気料金の抑制と電力の安定供給を図ること。

- (2) 発電事業への新規参入等を推進し電気料金の抑制を図るとともに、中小企業による発電、省エネ・節電機器、リサイクル設備の導入等に対する投資促進策、効果的なピークカット対策を大幅に強化すること。

2. 東日本大震災からの復興の継続支援の拡充

【要望事項】

1. 被災地の産業基盤の再生等に向けた財政支援の継続・強化を図ること。

復旧・復興工事の停滞を避けるため、国・県・市町村における発注時期の調整・平準化等を図るとともに、復興をさらに加速化していくために中小企業の受注環境を整備すること。

2. 中小企業等グループの施設の復旧・復興に対し継続して十分な予算措置を行うこと。

- (1) グループ補助金における補助対象地区の絞り込みや補助対象経費の限定を廃止し、補助金の増額と対象地域の拡大などを行うこと。

- (2) 年度内に支出することが困難であった経費を翌年度に繰り越すことができるよう補助事業費の柔軟な運用を行うこと。

- (3) 資材価格や人件費の高騰に配慮した新たな支援策の創設など所要の措置を講じること。

3. 復興支援リース補助事業及び仮設店舗・仮設工場等について、継続的な財政支援を行うこと。

4. 土地の有効活用と小規模事業者の集団化・団地化を促進し、企業間連携や事業協同組合の設立等を通じた新たな共同利用設備の設置、水産加工団地・造船団地の組成などによる本格的な産業・事業再建が加速化するよう事前調査、専門家派遣等

に要する支援を強化すること。

5. 「復興交付金制度」は、社会インフラ整備とその関連事業に対象が限定されていることから、被災地の産業再生に向けた、企業誘致のための用地取得、工場団地・工場アパートの設置による製造業の集約化等も対象とすること。
6. 被災地のインフラを整備する「津波復興拠点整備事業」は、地区数や範囲の要件が厳しく限定的な活用にとどまっていることから、支援要件を緩和すること。

3. 原発事故克服への対応

【要望事項】

一刻も早い原発事故の収束をはじめ、風評被害対策、除染対策の推進、賠償の着実な実施等産業復興のための継続的な支援を徹底して行うこと。

1. あらゆる手立てを講じ、早急に原子力発電所事故の完全収束を図ること。また、汚染水等に関わる情報は、迅速かつ的確に開示し、抜本的な対策を推進すること。
2. 風評被害対策等をさらに強化し、食品のモニタリングや健康管理を加速的に実施するとともに、正しい知識の普及や安全情報等の適切な発信等の体制強化を行い、国内外への販路回復・開拓支援策を充実させること。
3. 効果的な放射能物質の除染方法の確立を早期に行うとともに、中間貯蔵施設設置場所の早期決定・着工により地域再生のための除染対策等を推進すること。
4. 被災中小企業者に対して、幅広く十分な賠償を迅速かつ着実に行うこと。
5. 復興再生特別措置法に基づく計画の早期具現化のため十分な予算措置を講じること。

4. 中小・小規模企業の連携・組織化支援政策の強化

【要望事項】

1. 小規模企業振興策の発展的強化を図るため、「小規模企業振興基本法（仮称）」を制定するとともに、その中で国が小規模企業の育成を図る観点から、必ず、小規模企業の連携・組織化支援の位置づけ

等を明確にすること。

- (1) 小規模企業振興に係る「基本計画」の制定を義務づけ、地方経済の将来像と小規模企業の進むべき指針、地域循環型ビジネスモデル、そのための連携・組織対策の役割等を示すこと。
 - (2) 小規模企業や小規模企業で組織する組合等が取り組みやすい使い勝手のいい少額補助金の制度を拡充すること。
 - (3) 中山間地域における生活基盤の確保、地域コミュニティの維持を図るための商工業振興を拡充すること。
 - (4) 個人が創業するため協働組織である企業組合制度の強化をはじめ雇用促進を図る創業・起業支援策の拡充を行うこと。
 - (5) 小規模企業を対象とした高度化融資は、国単独の支援のもとで行う制度とすること。
 - (6) マル経（小規模事業者向け融資制度）の全国レベルの利子補給制度を創設すること。
 - (7) 地場産業や伝統的工芸等の職人の技能伝承への支援を強化すること。
2. 中小企業組合の設立要件や員外利用制限の緩和、共済金額の引上げなど、中小企業等協同組合制度の強化を図ること。
 3. 防災・減災、BCP（事業継続計画）策定普及等社会的な課題の解決に取り組む中小企業組合等への助成措置を強化すること。

5. 中小企業団体中央会の支援体制の強化・拡充

【要望事項】

1. 中小企業等協同組合法に規定する中小企業団体中央会の事業を毎年度確実に遂行できるよう、中小企業連携組織対策推進事業の拡充強化すること。
国は、中小企業団体中央会の取り組む連携組織対策推進事業の予算が安定的に確保・増額されるよう、都道府県への働きかけをさらに強化すること。
2. 組合が行う新商品・新サービスの開発、新市場開拓を効果的に行うコーディネート力の向上を図るため、中小企業大学校等における中央会指導員及び組合関係者等の人材育成体制を拡充すること。

6. 公正な競争環境の整備

【要望事項】

1. 不公正な取引方法に対する規制強化
 - (1) 審判制度を廃止する独占禁止法改正法案の早期成立を図ること。また、公正取引委員会が行う「行政調査」の手続きにおいて、事業者の権利を保障する法的措置を講じること。
 - (2) 優越的地位の濫用や不当廉売、不当表示などの違反行為に対して一層積極的かつ迅速に対処するとともに、差別対価に関する運用指針を早急に作成し、大手スーパー・量販店の巨大化を踏まえた適正な競争ルールを確立すること。
 - (3) 不公正取引の影響が顕著な業種について、新たに不当廉売や優越的地位の濫用等に関する業種別ガイドラインを作成するとともに、制定後20年以上経過している「流通取引慣行ガイドライン」を見直すこと。
2. 下請法の厳格な運用と周知徹底
 - (1) 円安等による原材料費高騰分を価格転嫁できず、実質的に対等な取引ができない中小企業の自立性が損なわれることのないよう、立入検査を含め下請取引適正化法を厳格に運用すること。
 - (2) サプライチェーンの強靱化を図るための業種別下請ガイドラインの業種拡大と周知徹底を図ること。

7. 官公需対策の強化

【要望事項】

1. 官公需対策の拡充
 - (1) 国等は、「平成25年度中小企業者に関する国等の契約の方針」で示した中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び過去最高となった目標率を上回る契約実績を達成すること。
 - (2) 競り下げ方式（リバースオークション）導入は絶対に行わないこと。
 - (3) 公共調達において、採算性を度外視した低価格入札が行われないようにするため、国等は最低制限価格制度を導入するとともに、低入札価格調査制度を厳格に活用することにより、適正価格での発注を行うこと。

- (4) 各発注機関は、分離・分割発注の推進に努めること。
- (5) 少額随意契約をさらに活用するとともに、その適用限度額を大幅に引き上げること。
- (6) きめ細かな官公需相談業務を展開するため、「官公需総合相談センター」の機能を充実・強化すること。
- (7) 東日本大震災被災地の復興等を加速させるため、主任技術者及び監理技術者の専任義務要件を早急に緩和すること。
2. 官公需適格組合のさらなる活用
 - (1) 国及び地方公共団体は、官公需適格組合制度の周知徹底及び受注機会の増大を図ること。
 - (2) 官公需適格組合が、公共性のある施設や工作物等であって一定金額以上の工事を受注しようとする場合に必要とされる監理技術者について、組員企業からの在籍出向を認めること。

8. 海外展開支援・TPPへの的確な対応

【要望事項】

1. 「日本再興戦略」における中小企業の海外展開に関する支援について、必要な情報、マーケティング、人材の育成・確保、海外からの投資等一体的総合的に行う体制をさらに整備するとともに次の支援策を拡充すること。
 - (1) 事前相談の体制強化
 - (2) F/S（フィージビリティ・スタディ）支援事業の拡充
 - (3) 産地組合等の海外見本市・展示会への出展等費用の助成
 - (4) 国内展示会への海外バイヤーの招聘
 - (5) 海外人材確保・定着支援事業の継続
2. TPPについては、情報収集力に乏しい中小企業に対して速やかに情報開示を行うとともに、部品・中間財の関税撤廃による生産拠点の効率化、国内外の特許等の取得・維持、政府調達における地域中小企業への影響緩和等への十分な支援策等を早期に講じること。

特に、悪影響の生じる恐れがある農業等の業種・分野に対しては、農林水産業に係る連携・組織化支援をはじめ地域経済への影響を克服するために

次の対策を強化すること。

- (1) 中小企業組合及び組合員が参画した6次産業化
- (2) 農林水産業に係る職業訓練を通じた創業・起業化

Ⅱ. 中小企業の活力強化

1. 中小企業金融機能の拡充と成長戦略を具現化する金融支援の強化

【要望事項】

1. 中小企業金融機能の拡充

- (1) 中小企業のニーズに合った各種金融支援策を継続・拡充すること。
特に、円安による原材料・燃料等コスト増に伴う資金繰り、震災復興の資金需要、設備投資資金需要に万全の措置を講じること。
- (2) 金融機関によるコンサルティング機能をより一層発揮するなど中小企業金融円滑化法終了後の出口戦略への支援を継続・強化すること。
- (3) 公的金融機関である商工中金や日本政策金融公庫の役割・機能が引き続き発揮されるよう十分な措置を講じること。特に、商工中金は組織金融の担い手として、引き続き十分な政策機能が発揮できるよう必要な措置を講じること。
- (4) 中小企業倒産防止共済金の貸付を受けた者について、貸付時の共済金額の10分の1控除の廃止等貸付制度を見直し、共済加入者の負担を軽減すること。
- (5) 中小企業基盤整備機構が自ら、小規模企業で組織する組合や卸商業団地及び都道府県に融資する高度化融資制度を創設すること。
- (6) セーフティネット保証を拡充するとともに信用保証協会等の基金補助金を十分確保すること。
- (7) 協同組織金融機関である信用組合等の地域金融機能を今後とも堅持すること。
- (8) ゆうちょ銀行の業務拡大が、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来たさぬよう十分な配慮と必要な措置を講じること。

2. 成長戦略を具現化する設備投資等金融支援

- (1) 不動産担保や個人保証に依存しない融資慣行をより一層、普及・推進すること。個人保証に過度に依存しない融資制度浸透の促進を図るため、「個人保証に関するガイドライン」を早期に策定すること。
- (2) 認定支援機関と国、自治体、専門家が連携し、中小企業の設備投資及び新事業展開等のための新たな資金ニーズの対応について万全を期すること。
- (3) 創業・起業支援策を拡充すること。特に、日本政策金融公庫が行う創業時の計画立案・金融支援等はその機能を継続・強化できるよう措置を講じること。
- (4) 信用保証について、審査の弾力化、審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの充実等を図ること。

2. 設備投資の促進等中小企業関係税制の拡充

【要望事項】

1. 設備投資等の促進を支援する税制

- (1) 成長力の強化に向けた新製品・高付加価値製品の製造、生産性の向上、省エネ、耐震化、システムの効率化を図るソフトウェア等設備投資を促進するための特別措置（即時償却、税額控除措置等）を創設すること。
- (2) 中小企業の設備の新陳代謝を促進するため、中小企業投資促進税制の大幅な拡充（①ソフトウェア、中古設備等の適用対象資産の拡大、②償却率30%及び税額控除率7%の引上げ等の上乗せ措置の創設、③資本金3,000万円以下から1億円以下の全ての中小企業を対象とする対象企業の拡大）を早期に図ること。
- (3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を延長するとともに30万円未満の対象資産の引上げ及び現行300万円までの取得合計額を600万円までに引上げ等の拡充を図ること。
- (4) エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）について、適用期限を延長するとともに即時償却の対象範囲を拡大するなど制度の

強化を図ること。

(5) 減価償却制度は、償却期間が長すぎることから、短縮化、簡素化をさらに図ること。

(6) 償却資産に係る固定資産税は、設備投資及び雇用拡大の阻害要因となっていることから、廃止すること。

2. 研究開発・創業促進を支援する税制

(1) 研究開発税制の対象となる人件費の「専ら」従事する要件を中小企業の実態に即して柔軟な取扱いとするなど中小企業に使い勝手がよくなるよう改善すること。

(2) 研究開発税制について、国内産業の先端的なものづくり機能の空洞化を阻止するため、①増加型の5%の税額控除率を30%以上への引上げ、②増加型の繰越制度の創設、③上乗せ措置（増加型・高水準型）の恒久化、④総額型の繰越期間を1年間から5年間に延長すること。

(3) 創業時の中小企業の負担を軽減するため、創業後5年間の法人税の減免及び会社設立時の登録免許税を廃止すること。

(4) 起業家への投資拡大を図るため、エンジェル税制について、創業3年以内を5年以内への延長、売上高成長率25%等の適用要件を緩和するとともに、個人投資家の投資額の所得控除の上限額を引き上げる等拡充を図ること。

3. 中小企業の経営基盤を強化する税制

(1) 税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法の定義を念頭に、資本金1億円以下から3億円以下へと拡大すること。

(2) 中小法人の軽減税率を15%から11%以下に引き下げ、恒久化を図るとともに、適用年間所得（現行所得800万円以下）を大幅に引き上げること。

(3) 中小企業の実費課税の特例について、資本金基準を1億円から3億円に拡大し、全額損金算入とし、恒久化すること。

(4) 個人事業者の経営基盤を強化するため、青色申告者の事業主報酬の損金算入、65万円の青色申告の特別控除の拡充、290万円となっている事業主控除制度の拡充を図ること。

(5) 雇用者数の増加1人当たり40万円を税額控除する雇用促進税制を延長すること。

(6) 役員給与は、職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすること。

(7) 地球温暖化対策税については、燃料価格が高騰していることから、平成26年4月と28年4月の2回にわたり引き上げられる予定となっているが、これを見送ること。

(8) 軽油引取税及び揮発油税の特例税率は目的税から普通税になったことで、課税根拠を失っており、廃止すること。

(9) 廃棄物・リサイクル対策や環境汚染の防止などに係る環境関連税制措置の延長及び対象となる施設・設備の範囲、償却率、課税標準特例を充実すること。

(10) 自己資本充実に抑制する留保金課税は廃止すること。

(11) 印紙税を早急に廃止すること。

(12) 貸倒引当金や賞与引当金、退職給付引当金を損金算入扱いとすること。

(13) 中小企業が海外展開するため、受取配当金を全額益金不算入とするとともに海外展開に必要な市場開拓、販売促進に係る費用等を税額控除とする措置を講じること。

(14) 中小企業の事業再編・事業再生の取組みを推進するため、組織再編の際の移転資産に対する消費税負担及び譲渡損益課税負担の軽減、損益通算措置を行うとともに事業再生の際の私的整理への減損会計の適用、産活法に基づく第二会社方式による認定企業の固定資産税の負担軽減を図ること。

(15) 商業地等における固定資産税・都市計画税の負担水準の上限を70%から60%へ引き下げる。

(16) ホテル・旅館の建物等の固定資産税評価額算定に当たり、耐用年数の大幅な短縮を図るなど低減措置を講じること。

(17) 会社法の見直しにおける監査役設置会社の登記に関する登録免許税を非課税措置とすること。

4. 事業用資産の承継を促進する税制

(1) 事業承継税制について、納税猶予の対象となる発行済議決権株式の総数の3分の2要件を撤廃し、100%とするとともに、非上場株式等に係る相続税の納税猶予割合を100%へ引き上げること。

また、後継者死亡時点まで納税が免除されな

いことから、納税免除を納税猶予開始後5年経過時点とすること。

(2) 法人経営のために担保提供した個人資産の相続税の評価方式を見直すこと。

(3) 財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直すこと。

(4) 個人事業者における円滑な事業承継を促進するための措置を講じること。

5. 地域中小企業の負担軽減

(1) 地方法人特別税は、暫定措置として導入されたものであり、今時の消費税引上げにあわせて撤廃すること。

(2) 中小企業に対する事業所税を廃止すること。

(3) 法人事業税の外形標準課税を廃止すること。

6. 組合関係税制

(1) 組合の所有する共同施設の新陳代謝を図るため、生産性、エネルギー効率の高い最先端設備への入れ替え等を促進する税制措置を講じること。

(2) 効率的に設備過剰の解消を図ることができるよう、組合が計画した設備廃棄、設備集約化に対する減免措置を講じること。

(3) 企業組合、協業組合を含めて、中小企業組合の法人税の軽減税率为11%以下に引き下げ、恒久化を図るとともに、適用年間所得を大幅に引き上げること。

(4) 個人の創業と雇用創出を担う企業組合の設立促進に向けて、設立後5年間法人税を免除するなどの税制措置を講じること。

(5) 団地組合の組合員の倒産等により、団地内不動産を一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税について減免措置を講じること。

(6) 事業協同組合等に対する法人住民税(均等割)については法人税率と同様に一律の軽減税率を適用すること。

(7) 特定共済組合の異常危険準備金を損金算入の対象とすること。

(8) 地震保険料控除制度に地震火災費用見舞金、地震見舞金を給付する火災共済も対象とすること。

(9) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置を講じること。

(10) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。

(11) 商品券の未引換分の収益計上の時期の規定の延長など法人税基本通達に定めた規定を見直すこと。

7. 経済社会の変化に対応した税制改正

(1) 中小企業の申告負担の軽減を図るため、自治体ごとに異なる申告書類様式や手続の統一化を行うこと。

(2) 納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すること。

(3) 社会保障・税番号導入時に際しては、事業者の新たな納税事務負担等の軽減を図るための対策を具体的に示すこと。

(4) 震災復興、地域貢献に取り組む中小企業団体中央会に対する寄附金制度を拡充すること。

3. 消費税引上げ実施に向けた万全な対策の実施

【要望事項】

(1) 消費税率の引上げに当たっては、回復基調にある景気の下振れを防ぐための大胆な減税を早期に実施すること。

(2) 中小企業の適正な価格転嫁や価格表示の改定が円滑に図られるよう、万全な価格転嫁対策を行うこと。

(3) 今次の消費税率の引上げは単一税率を維持すること。

(4) 中小企業の負担軽減措置である免税点や簡易課税制度を維持すること。

(5) 個別消費税(ガソリン税、自動車取得税、酒税、タバコ税)や印紙税に係る消費税の上乗せ課税は早期に解消すること。

(6) 中小企業の申告負担の軽減を図るため、消費税の申告期限の延長を認めること。

4. 商店街等及び中小小売商業の活性化支援の拡充

【要望事項】

1. 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充

(1) 商店街組織が行う身近で快適な商店街づくり、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備等の整備を促進すること。

- (2) 空き店舗対策として開業率が廃業率を上回るよう起業や第二創業に対する支援等を充実させるとともに、商店街や共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対する助成を行うこと。
 - (3) 地域コミュニティ機能強化のため、中小商業者等が行う買い物弱者の生活利便性の向上や災害・防災などの取組み及び人材育成に対する支援を強化すること。
 - (4) 市街地や商店街等の駐車違反取締り地区においては、積み卸し業務が可能な駐車スペースを確保するなど、業務に配慮した対策を講じること。
2. まちづくりの推進、中心市街地の再生支援
- (1) まちづくり3法（大店立地法、中心市街地活性化法、都市計画法）を見直し、コンパクトシティを国主導で推進するとともに中心市街地活性化の起爆剤となるプロジェクトに対して集中的支援を行う仕組みを構築すること。空き店舗・空き地の活用の推進主体となるまちづくり会社の機能強化を図るとともに、地域商業の再生のための魅力発掘等のための支援事業を強化すること。
 - (2) 「大規模集客施設に対する立地規制」を緩和する都市計画法の見直しは行わないこと。
 - (3) 大規模集客施設の郊外開発行為に対する厳格かつ適正な対処、大型店のまちづくりのゾーニング条例、商店街活動への協力等の地域貢献条例やガイドラインの制定を促進すること。
 - (4) 中心市街地への民間投資を促進するために、投資減税の深掘りとともに、まちづくり会社等が空き店舗・空き地問題に対処する際の不動産取得税、固定資産税などの減免を行うこと。

5. 中小流通業・サービス業振興対策の強化

【要望事項】

1. 中小流通業対策の強化
 - (1) 中小商業振興法（仮称）を制定し、卸売業と小売業を一体として振興・育成すること。
 - (2) 流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和するとともに、卸団地内の空き店舗に対する支援を創設すること。
 - (3) 燃料価格の高騰等で苦しむ中小運輸業の健全

かつ安定した経営実現のための支援を強化するとともに、整合性ある高速道路の整備・利用政策を実施すること。

2. 中小サービス業対策の強化等

- (1) 観光立国実現のため、官民をあげた組織的なブランド化など外国人観光客増加のための施策を実施すること。観光・集客交流の促進のため、査証発給要件の緩和、国際会議、国際見本市・展示会等の開催など、その誘致に積極的な支援策を講じること。
- (2) 医療・介護分野と中小サービス業との医商連携の取組みへの支援策を講じること。
- (3) インターネット販売の振興に当たっては、消費者保護の観点から商品特性に応じて品質や取引方法における安全・安心の確保を図るルールづくりを行うこと。

6. 社会保障制度の見直し

【要望事項】

1. 社会保障制度の見直しに当たっては、中小企業の経営実態や意見を踏まえ、過度な事業主負担とならないよう配慮すること。
2. 厚生年金・健康保険の保険料の安易な引上げは行わないこと。
3. 全国健康保険協会（協会けんぽ）への国庫補助率を上限である20%まで引き上げるとともに、公費負担の拡充をはじめ高齢者医療制度を抜本的に見直すこと。

7. 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策の推進

【要望事項】

1. 中小企業に配慮した労働関係法令の見直し
 - (1) 男女雇用機会均等法令の見直しに当たっては、中小企業の雇用実態や意見を踏まえて検討すること。
 - (2) パートタイム労働法令の見直しに当たっては、中小企業のパートタイム労働者の雇用実態や中小企業の意見を踏まえて検討すること。
 - (3) 企画業務型裁量労働制、フレックスタイム制を始めとする労働時間法制の見直しに当たって

は、中小企業の雇用実態や意見を踏まえて柔軟な働き方ができる仕組みづくりを検討すること。

なお、労働基準法改正による時間外割増賃金率の引上げは、中小企業については60時間超の割増賃金率の適用が猶予されているところであるが、法施行3年経過後の再検討時期となる見直しに当たっては中小企業の実情を十分配慮し検討すること。

2. 障害者雇用促進法改正に伴う中小企業への配慮と中小企業支援策等の充実

(1) 障害者雇用にかかるガイドライン策定に当たっては、中小企業事業主にとってわかりやすく過度の負担とならないよう十分配慮すること。

(2) 障害者雇用に積極的に取り組む中小企業への各種支援策の充実と社会的な評価の仕組みづくりを行うこと。

3. 労働者派遣制度の在り方についての見直し

労働者派遣制度の見直しに当たっては、必要な労働力を迅速に確保したいという中小企業の高いニーズがある実情を十分考慮し、できる限りわかりやすい仕組みの制度にするよう検討すること。

4. 最低賃金の設定については、公労使三者が話し合いを通じて法の原則及び目安制度を基にするとともに、経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性の向上の進展状況等を踏まえた上で行うこと。また、特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。

5. 雇用保険制度の機能強化

(1) 雇用保険制度の安定的な運営のため、国庫負担割合を本則どおり原則4分の1に復帰させること。

また、中小企業の厳しい経営環境の中で、雇用保険積立金の状況を踏まえ、雇用保険料率の引下げを行うこと。

(2) 雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、給付内容の見直し、業務全体の改革推進等の抜本的な見直しを行うこと。

6. 中小企業の若手人材確保・育成・定着のため、「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」の実施予算を継続すること。

7. 国による職業訓練機能の充実・強化

(1) 職業能力開発センター（ポリテクセンター）、職業能力開発大学校・短期大学校（ポリテクカ

レッジ）については、今後とも安定的に運営されることが望まれていることから、引き続き、国、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が責任をもって運営していくこと。

(2) 中小企業の従業員の能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり等の技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援、技能検定制度の充実を強力に推進すること。

8. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 中小企業のワーク・ライフ・バランスの推進のため、専門家によるアドバイスや各種助成制度の整備・拡充、税制・金融面での優遇措置など中小企業の実情に応じた支援策を講じること。

(2) 次世代法の改正に当たっては、中小企業の少子化対策の実態や意見を踏まえて検討すること。また、「次世代育成支援対策推進センター」への支援策の強化を図ること。

(3) 改正育児・介護休業法の完全施行に当たっては、中小企業に対し適正な制度運用を行うための周知徹底を図るとともに、中小企業の実情に十分配慮した支援を行うこと。

(4) 中小企業が共同で設置する保育施設について助成・支援策を強化すること。

9. キャリア教育・職業教育に当たっては、学校教育の各課程において一貫した教育を行うとともに、関係省庁の連携の下、教育機関と中小企業が一体となって推進すること。

10. 外国人技能実習制度の適正な見直し

(1) 外国人技能実習制度について、受入れ対象業種の拡大、団体監理型における事業協同組合等の組合員の受入れ人数枠の拡大を行うこと。

(2) 外国人技能実習生の厚生年金保険、雇用保険の加入については、特例措置を設けて全額免除すること。



議長挨拶

新規応援保証（略称「ファースト・ステップ」） の取扱いを開始しました

長野県信用保証協会では、当協会の保証を利用していない中小企業の皆さまの経営の安定と事業の発展を支援するため、平成25年9月から新規応援保証の取扱いを開始しました。

新規応援保証（ファースト・ステップ）概要	
対象となる方	保証申込時点において、長野県信用保証協会の利用が無い方 （過去にご利用いただいた方でも、現在残高が無い方は対象となります）
保証限度額	一企業5,000万円以内
対象資金	事業資金
責任共有	責任共有制度の対象
貸付形式	証書貸付（保証期間が1年以内の場合は手形貸付も可）
保証期間	10年以内（据置1年以内を含む）
返済方法	元金均等返済（保証期間が1年以内の場合は一括返済も可）
信用保証料	お借入金額に対し年0.35%～1.80%（※）
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要
担保	必要に応じて提供していただきます
貸付利率	金融機関所定の利率
ご利用制限	本保証制度の利用は1回限りとします

※信用保証料（通常より低い保証料率でご利用いただける制度となっております）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
新規応援保証	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。



長野県信用保証協会

ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp> E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

定年後の年金

ある方からの質問

現在62歳。会社を定年退職して、個人で経営コンサルタント業を始める予定であり、年間収入をおおよそ300万円と見込んでいます。

また、アパートを所有しており、不動産収入もあります。厚生年金の受給権がありますが、厚生年金は全額受給できるのでしょうか。それとも、全額もしくは一部額は支給停止（カット）されてしまうのでしょうか。

この方のように、個人で経営コンサルタント業を行う人は厚生年金には加入しないため、いくら事業収入や不動産収入があろうとも、年金カットの対象にはなりません。

ただし、個人経営ではなく、株式会社等の法人組織として経営コンサルタント業を行う場合には、たとえ一人だけの経営であっても、厚生年金に加入する必要があるため、給与（報酬）の額によっては、年金がカットされる場合もあります。（在職老齢年金）

また、定年などで厚生年金が受給できる年齢になった以降、引続き同じような勤務時間で働く場合でも、同様に在職老齢年金として給与（報酬）額により年金がカットされる場合があります。

どうしても年金を全額受給したい場合には、厚生年金の加入資格を喪失するか、もしくは、給与額を一定額以下にする必要があります（その一定額については個々の年金額により異なります）。今までと同じような条件で働く場合は加入対象となりますので、勤務時間か勤務日数を今までより減らして厚生年金の加入資格を喪失することが必要となります。

定年後も再雇用される場合や年金受給権が発生した後の勤務時間等については、今まで通りに働くのか、体力や、年金のことも考慮して勤務時間を減らすのか、など見直すことも必要かもしれません。

一般的に年金制度は複雑であるため、特に受給権が発生した後でも、「まだ働いているからいい、どうせ貰えないだろう」とか「いまは受給しないからその分後になって増えるだろう」などと考えている方もよく目にしますが、実際には誤解している方の方が多いように思われます。

現在は年金受給権が発生すると、年金請求書が本人宛に送付されてきます。それを放っておくのではなく、必ず年金事務所、金融機関、我々のような社会保険労務士に相談してみましょう。

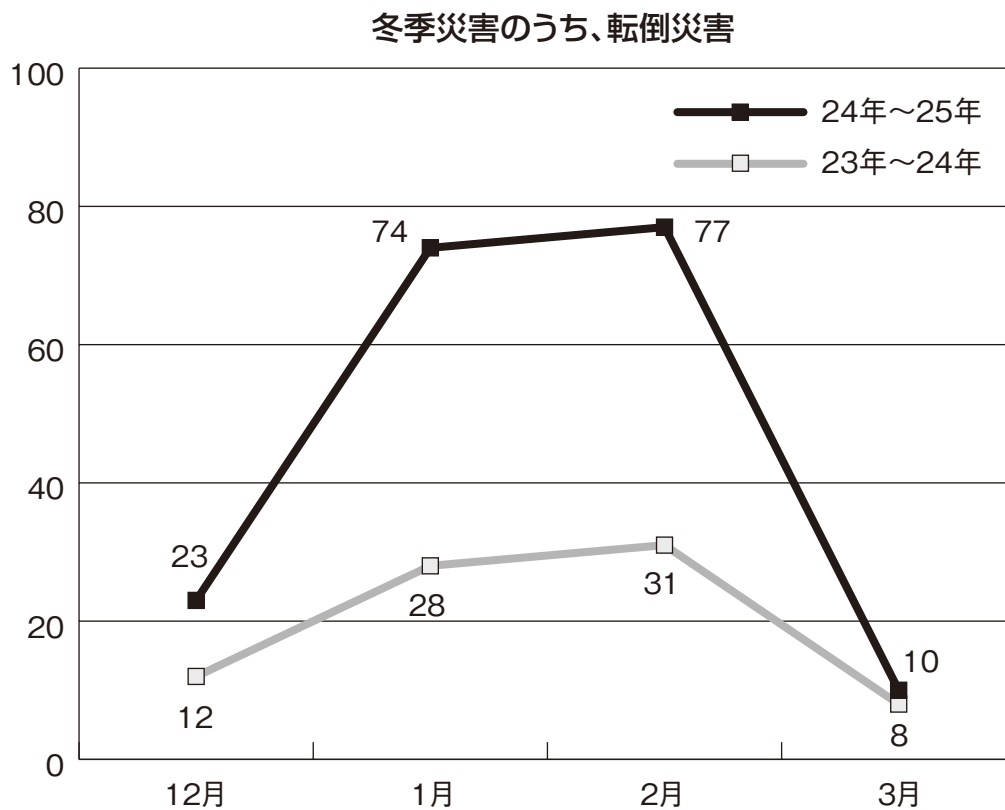
クサマ社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 草間 秀明

冬季の労働災害防止対策について

～早期の取組みをお願いします！～

冬季においては、積雪・凍結・寒冷などを原因とする転倒、墜落、交通事故等の労働災害が発生し、特に転倒災害が多発しています。

また冬場には、暖を採る際や厨房等での換気が不十分なことを原因とする一酸化炭素中毒の発生が懸念されます。これらの冬季に特有な災害発生を防止するため、早めの災害予防対策の取組みをお願いします。



昨冬は転倒災害が大幅に増加しました。今年も本格的な冬季を迎えるにあたり、あらゆる職場で、冬季労働災害防止対策の徹底に努めましょう。



長野労働局労働基準部健康安全課

三井生命からのお知らせ

長野県中央会団体扱の ご案内

CHU-OH-KUN



月払契約の場合、団体扱となり、一般扱（口座振替扱月払等）でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

「オーナーズプラン」のご契約要件

ご契約者さまが会員組合に所属する組合員（法人または個人事業主）

「パートナーズプラン」のご契約要件

ご契約者さまが会員組合に所属する組合員企業に勤務する役員・従業員

※一部対象とならない商品・ご契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。

※詳しくは「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

主な保険商品

3年ごと利差配当付利率変動型新積立保険

こたえる保険
ベクトルX

大型保障と、資金の積立機能を備え、企業の発展や個人のライフサイクルの変化に応じて、保障見直しが可能です。

その他に医療保険など多彩な商品がございます。

【お問い合わせ】

三井生命保険株式会社 長野支社
〒390-0811 松本市中央 1-21-8 三井生命松本ビル2F
TEL:0263-34-3585

日本は先進的技術、海外は経験値を活かしたものづくりで、グローバルに展開する異業種多角化企業グループ。

異業種多角化経営で 国内・海外に9社を展開

建設土木業界、電機・電子・半導体業界、食品業界、いずれにおいてもトップクラスの技術・実績を持ち、主婦にもその名を知られる企業。それが「総合生活基盤企業」を標榜するアスザックです。

コンクリート二次製品の製造・販売で創業し、1970年、業績不振企業の支援要請に応えるかたちで鋳造部門、食品部門を加え、異業種多角化経営をスタート。現在、国内4社、ベトナム、中国の5社とともに「アスザックグループ」を構成しています。

同社の名前を世界に轟かせたのが71年、長野県工業試験場と共同研究した金型鋳造法「Vプロセス（真空鋳型成形技術）」の開発。クリーンな作業環境を実現する画期的鋳造技術として世界各国に技術供与し、今や業界標準となっています。

同社はこの特許料収入を高純度ファインセラミックスの研究開発に投資。85年、半導体製造装置に使われる金属部品をセラミックスに置き換えるという、日本初の画期的な技術開発につながりました。

さらに、インスタント食品に欠かせないフリーズドライの乾燥野菜・果物。日本のパイオニアとして、技術力、シェアともに業界トップクラスの実績を誇っています。自社ブランド製品も多く手がけ、主婦や若者などの支持を集めています。

今回のものづくり補助金は、セラミックス研削加工におけるロスをなくす加工法の開発への投資。中国、韓国のメーカーと厳しい競争が続く中、コスト面、納期面で優位に立ち市場獲得をめざしています。



半導体用セラミックス（アルミナ製品）



アルミナセラミックス

仕事と子育ての両立を積極的に支援

日本では先進的技術に特化し、中国や東南アジアでは日本での経験値を活かし、より合理的につくる。久保正直社長はその方法論でグローバルな展開をめざし、本社と現地企業との人材交流も活発に行っています。

「そのためにも社員は英語で仕事ができることが必要」と久保社長。「現地社員と直接コミュニケーションが取れるよう、社員一人ひとりのキャパシティとポテンシャルを高めていきたい」。

同社では女性社員の活用にも積極的に取り組み、仕事と子育ての両立を積極的に支援。育児休業制度を何度か利用し、そのつど職場復帰を果たし活躍している女性社員も珍しくありません。「食品事業のアスザックフーズは女性社員が半数以上を占め、グループとしても女性の力はとても大きい。良い人材を失いたくない、という一心で取り組んでいます」。

久保社長が強調するように、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが評価され、アスザック、アスザックフーズ両社が平成24年度「社員の子育て応援企業知事表彰」を受賞しました。



アスザック株式会社

代表者 代表取締役社長 久保正直
創業 昭和21年4月
資本金 6,350万円
本社 上高井郡高山村大字中山981



TEL026-245-1000 FAX026-245-4558
事業内容 インフラエンジニアリング事業部（コンクリート二次製品・景観石材）、アルミ事業部（アルミ建材・エクステリア等）、ファインセラミックス事業部（ファインセラミックス）、P&D事業部（電子機器・産業機械）、アスザックフーズ（フリーズドライ食品）

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.4

株式会社ちくま精機（安曇野市）

厳しい経営環境の中で経営資源を寄せ集め、
「できるかもしれないこと」への挑戦を続ける。

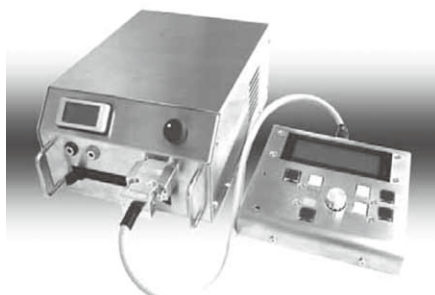
自社開発した 液晶パネル検査装置でブレイク

創業以来、ウォッチ、プリンタ、プロジェクタなど精密電子機器の受託生産を主力に順調に伸びてきた、ちくま精機。ところがリーマンショックの前年（2007年）、受託先事業部門の海外移転により売上高が激減。09年には同社最悪の決算となりました。経済のグローバル化、アジア諸国の台頭による、日本のものづくり環境の激変がここにも深刻な影響を及ぼしています。

しかし同社は今、その危機を乗り越え、さらに大きな発展の糸口をつかもうとしています。それを担うのが「液晶パネル点灯検査用信号発生装置」。スマートフォンやタブレットなど液晶モジュールの製造ラインで欠かせない液晶パネルの検査装置です。

かつて液晶モジュールの実装で使用していた検査装置をユーザーの立場で見直し、より使いやすくするとともに、急速に進む液晶ディスプレイの高精細化・高画素化（4K UHD）に対応すべく自社開発。10年日本を代表する大手電機メーカーに、12年にも大手液晶ディスプレイメーカーに大量納入されるなど高く評価され、ブレイクの気配を見せています。

ものづくり補助金に採択されたのは、次世代液晶ディスプレイとして開発が進む超高精細（8K UHD）用検査装置の開発・試作。国内生産にこだわり、世界最先端をゆく日本のものづくりを支える技術です。



液晶点灯装置 リモートユニット

自律した人材の集まりでありたい

「とにかく粘り強い経営を心がけてきました」

と花村社長。厳しい経営状況の中、立ち直りのきっかけを与えたのは他でもない、長年にわたるものづくりの現場で培ってきた技術力でした。

液晶パネル点灯検査装置の開発・製造、専用機・省力化装置の開発・製造、パソコン等の受託製造、ガラス、プラスチック、フィルムへの薄膜蒸着、そして全自動家庭用生ゴミ処理機「キッチンカラット」の製造・販売—この5つの事業が同社の柱。開発部門を中心に貴重な経営資源を寄せ集め、「できるかもしれないこと」への挑戦を始めています。

花村社長が目標とするのは、日本でのものづくりにこだわり、ステークホルダーみんながハッピーになる会社。「そのためには社員一人ひとりがPDCA（plan-do-check-action）を日常的にできる、自律した人材の集まりでありたい。自社製品が伸びてきたことで、社員の経営意識の必要性を強く感じています」。

同社ではものづくりだけでなく、地域FM放送の運営や介護事業もスタート。花村社長は「活気にあふれる元気な町、地域をつくっていききたい、という思いにかられて」と穏やかな笑顔で話しています。



株式会社ちくま精機

代表者 代表取締役 花村 薫
創業 昭和44年2月
資本金 4,500万円
本社 安曇野市明科七貴6043



TEL0263-62-2355 FAX0263-62-5632
事業内容 受託製造事業（パソコン製造／修理 BTOシステム）、薄膜蒸着事業（ガラス・プラスチック・フィルム等への真空蒸着）、エンジニアリング／システム開発事業（液晶パネル点灯検査装置、デジタル・アナログ回路基板、専用機・省力化装置の開発・設計・製作）、ライフケア事業（全自動家庭用生ゴミ処理機「キッチンカラット」の製造販売）

2011年「まるみつ百貨店」（諏訪市）閉店にともなう、地域の買い物弱者対策に名乗りを上げたことで注目された「企業組合労協ながの」。高齢者・障害者・失業者の仕事おこしを進め、人と地域に役立つ「よい仕事」に高めて地域づくりに貢献することを目的に1980年にスタートしました。組合員は現在約330名。長野県全域をエリアにさまざまな事業を展開しています。



ビル等の清掃事業

「協同労働の協同組合」として、仕事おこしと地域づくりの事業と運動を展開。



青木健代表理事

働く仲間が出資し、協同組合的な運営を行う

「1980年、国の失業対策事業が打ち切られるという事態に、何とか自分たちで仕事を探そうと働く仲間が集まり『長野中高年雇用福祉事業団』を立ち上げたのが始まりです」と、青木健代表理事は設立の経緯を語ります。

同組合は本部を長野市に置き、東北信事業本部（長野市）、中信事業本部（松本市）、南信事業本部（箕輪町）、塩尻出張所（塩尻市）の各拠点で



売店・販売事業（松本協立病院売店）

活動しています。

設立と同時にスタートしたのが、現在も事業の中心を担うビル等の清掃業務。“飛び込み営業”のようなかたちで仕事を獲得し、病院等の清掃、駐車場管理業務、病院内の売店経営と業務を拡大していきました。

それにともない法人格取得の必要が生まれ、1986年「企業組合長野中高年雇用福祉事業団」を設立。青木代表理事は「働く仲間が出資し、協同組合的な運営を行う組織形態から企業組合を選択したのだと思います」と企業組合選択の理由を推測します。

事業を進める中で、同組合は社会の中で働く人や高齢者などが置かれた困難な状況にも目を向けるようになりました。そこから労働者の自立を支援する「労働者協同組合」を志向する組織として任意団体「労働者協同組合ながの」を設立。そして2004年「企業組合労協ながの」に名称を変更し、自らの組織を「協同労働の協同組合」（労働者協同組合）と規定し、長野県下に「仕事おこし」と「地域づくり」の事業と運動を展開しています。

全員が「仕事おこし」を担ってきた成果

同組合の事業は多岐にわたります。主たる事業であるビルメンテナンス事業では、医療・福祉施設、オフィス、店舗、工場などの清掃から個人宅のハウスクリーニングまで、衛生的で美しい環境を提供。さらに施設内のごみ収集、カルテ・検体等の移送、駐車場管理、洗濯、厨房、シーツ交換、樹木管理など、さまざまな業務を担っています。

さらに病院・診療所内、役所庁舎・工場内などの売店業務、企業などへの仕出し、病院内レストラン運営、医療福祉施設の厨房のほか、高齢者宅への安否確認も含めた配食サービスを展開。また「公の施設」の担い手となる指定管理者業務や、居宅介護支援事業所・障害者相談事業所、訪問介護事業など地域福祉事業所づくり、若者サポートステーション（厚生労働省認定事業）など若者の就労と自立を支援する運動も行っています。

このように多彩な事業は、県内各地域拠点のリーダーを中心に全員が「仕事おこし」を担ってきた成果です。もっとも清掃単価の下落、医療費削減による苦しい病院経営の中での売店業務など、長引く不況の影響もあり、経営状況は厳しいと青木代表理事は悩みを明かします。「だからといって人件費削減のため、頑張って働く仲間（組合員）に辞めてもらうことは絶対にできません。社会と地域の課題（困り事）に対応するという私たちの理念と、経営の両立はとても難しい」。

生活困窮者の 自立支援モデル事業づくりにも挑戦

2016年、厚労省所管の「生活困窮者・生活保護受給者の自立・就労支援に関する事業」が全面実施されます。それにともない同組合では今後、行政や地域の団体等とのネットワークのもと、一緒



スワプラザ「まるや」

になって仕事おこしをするなどの支援事業を展開。生活困窮者の自立支援モデル事業づくりにも挑戦していく計画です。

一方、東日本大震災と福島第一原発事故の教訓から、社会的連携により地域分散型社会への社会構造の転換をめざし、F（食）E（エネルギー）C（孤立を超えるケア）自給コミュニティの創造が提唱されています。

同組合でも、まるみつ百貨店閉店にともない地域の買い物支援をめざして開店したスワプラザ「まるや」の運営を皮切りに、さまざまなプログラムづくりに挑戦。清掃に携わる組合員による農業支援や、生活困窮者、若者の支援などの取り組みが始まっています。

生活と地域の根幹に関わる課題と向き合い、FEC自給コミュニティの創造と結んだ仕事おこしに本格的に取り組む。同組合の新たな挑戦が始まっています。



若者の就労を支援する農業体験

企業組合労協ながの

長野市吉田5-12-10

TEL026-263-2338 FAX026-263-2360

設立／1980（昭和56）年8月

代表理事／青木 健

事業内容／①道路、公園、庭園等の建設、管理、清掃事業 ②建物、駐車場等の総合管理事業 ③病院等における生活用品の販売事業 ④各種産業における作業の請負事業 ⑤食品の製造販売事業及び飲食事業 ⑥福祉関連サービス事業 ⑦起業・経営コンサルタント事業 ⑧イベント企画関連事業 ⑨各種講座・職業訓練事業 ⑩児童館・スポーツ・観光・宿泊・研修・保養等公共施設の管理運営事業 ⑪介護保険事業、介護予防介護保険事業 ⑫障害者福祉サービス事業 ⑬若者就労支援事業 ⑭農産物の生産・加工・販売事業 ⑮放課後等デイサービス

若手社員と学生との交流会報告

長野県中小企業団体中央会は、若手人材を地域中小企業の戦力にするため、「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」に取り組んでいます。この事業の大きな柱の一つ“大学との関係づくり”の一環として、若手社員と学生との交流会を開催しました。

10月16日(水)に、上田市の長野大学において「若手社員と学生との交流会」を開催しました。ねらいは、働いている人に触れたことがない学生に対して、地元企業に勤める先輩社員のいきいき働いている姿を見て、企業の現場の生の声を聞くことで、12月からの就活に備えてもらうこと。

当日は、台風26号の影響で開催が危ぶまれましたが、幸い無事開催できました。ご協力いただいた企業は県内東北信地区の運送業、IT、製造業、卸売業の中小企業5社。11名の若手社員等が長野大学の3年生23名に対して、

第1部では、

- ・ 社会人になって思うこと
- ・ 就職前に予想したことと就職後の実際
- ・ 就職して企業が求める人物像がどうであると感じたか
- ・ 就活方法、就活のアドバイス
- ・ 就職前にやっておいた方がよかったこと（学生生活で何をやったら良いか）
- ・ 就活で何を評価されたか。何を見られたか

などについて、各社ごと工夫を凝らしたプレゼンテーションを行いました。引き続き、第2部では、学生が各社のブースを訪問。若手社員が質問に答えて交流を深めました。



長野大学キャリア支援センターの趣旨説明



就職して半年の2人、緊張感が伝わる



就職して半年の元氣一杯3人組、社長へのインタビューを披露

「学生時代と社会人になった時の違いや就活の話が参考になった」「更に様々な業界の話を聞きたい」「地元にどのような企業があるか、どのような活動をしているか分かった」「同じ年の就活の話が聞けたのも大きかった」「どの企業でも正直・意欲的・明るい人が求められていると感じた」これらは、学生の感想の一部です。

はじめてこの事業を開催しましたが、ねらいはほぼ達成されました。参加企業の担当者からは、出席した若手社員の良い経験になったとの声もありました。地元企業を学生に知ってもらう良い機会ですので、今後も会員企業の一層のご協力をお願い致します。

【お問い合わせ先】 長野県中小企業団体中央会 人材確保・定着支援事業係 西村、西條、吉村
〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4階
TEL 026-228-1171 FAX 026-228-1184 E-mail jinzai@alps.or.jp

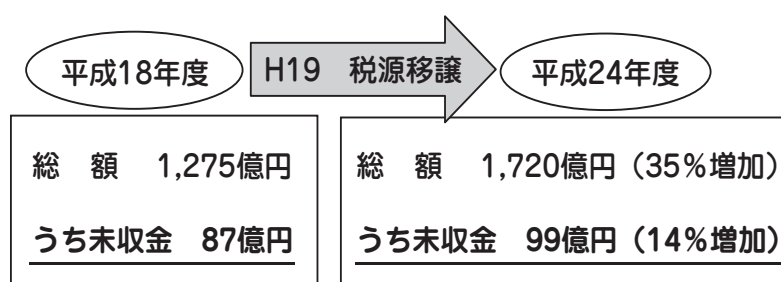
◆長野県と市町村からのお知らせです◆

個人住民税の給与からの天引き（特別徴収）にご協力ください

- 平成19年度に行われた所得税から個人住民税への税源移譲により、個人住民税額は増加しましたが一方で、未収金も増加しています。
- 未収金が増えると、市町村や県の事業の実施や、行政サービスの維持にも影響を与えかねません。

つきましては、未収金が増加する要因のひとつである納税者の納め忘れを未然に防ぐため、給与からの天引き（特別徴収）について、事業主の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆個人住民税の比較（税源移譲の影響）



【税源移譲の参考例】

○課税所得190万円の従業員の場合

	移譲（前）		移譲（後）	
	税率	税 額	税率	税 額
所得税	10%	190,000円	5%	95,000円
住民税	5%	95,000円	10%	190,000円

※納税総額は、移譲前・後とも同じです

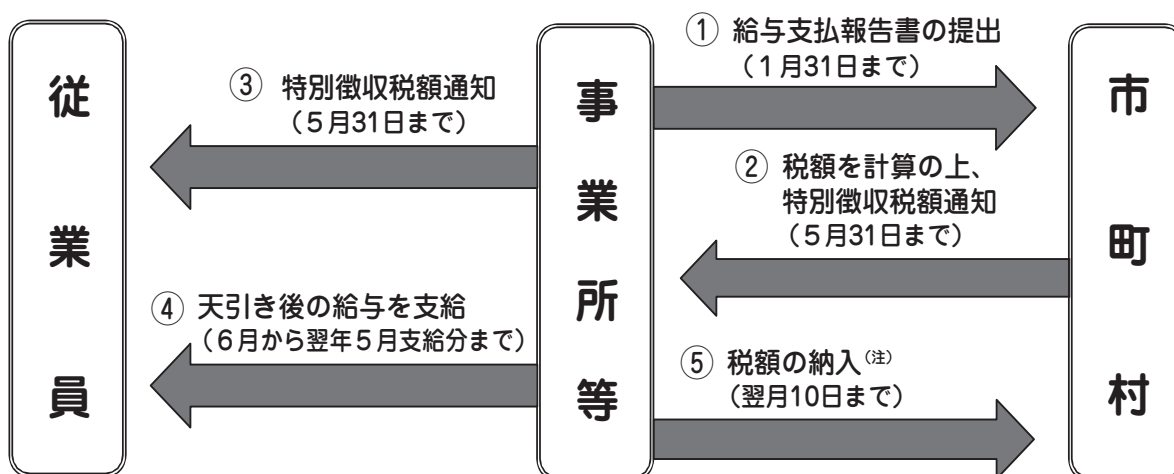
◆特別徴収とは…

- 事業主（給与支払者）の皆様が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員に支払う毎月の給与から個人住民税額を天引きし、従業員（納税義務者）に代わって、6月から翌年5月まで従業員の住所地の市町村へ納入していただく制度です。

◆従業員にとっては…

- 自分で金融機関に出向いて納税する、いわゆる「普通徴収」が通常年4回とされているのに比べて、「特別徴収」は年12回となるため、1回当りの負担額が少なくなります。
- 金融機関に出向く手間もなくなり、うっかり納め忘れることがなくなります。

特別徴収の方法による納税のしくみ



（注）従業員が常時10人未満の事業所は、年12回の納期を年2回にする特別制度があります。詳しくは各市町村にお尋ねください。



愛車の思い出を形に残したい・ 障がい者雇用を増やすために!!

「長い間乗ってきた愛車の思い出を、何か記念に残したい…」というお客様の声から、前後へのスライド・リクライニングなど車の座席の機能はそのまま残して、県内のカラマツ廃材を加工してリサイクルカーチェアは生まれ変わりました。以前はチップ材として再生出荷していたタイヤは丈夫で安定感のある植木鉢に、また事故の際に衝撃から身体を守るエアバッグはエコバッグや印鑑入れなどの小物に生まれ変わりました。

協同組合長野県中古自動車リサイクルセンター東部町事業所は、平成9年1月、県内の自動車販売店各社が共同で建設した廃棄自動車の処理施設です。工場では、年間約6,000台の自動車が素材別に分別処理され、部品販売や鉄筋や鉄骨などの建材に再利用されています。他にもナイロン樹脂などに再利用されていたエアバッグやシートベルトなどの布素材を何かに再利用できないかと考え、上田市の障害者福祉施設「かりがね会OIDEYOハウス」や「まるこ福祉会とんぼハウス」と共同で



試作品数点を製作しました。エアバッグは「やぶれにくい・燃えにくい・高密度の製織」という特性を持ち、

自動車メーカーによって色も白・ピンク・水色・シルバーとカラフルな素材です。

8月の信州環境フェア2013（長野市）や、9月に開催された信州カーフェスタ2013（松本市）では廃タイヤを利用した植木鉢が展覧され、多くの人目を惹きました。

和田厚志東部町事業所総務課長は「自動車を廃車にする際、主に自動車販売店が引き取った自動車は買取業者へ鉄くずとして販売されています。廃車の際、ユーザーが自動車の下取りか解体を選択できるので、リサイクルセンターが自動車解体だけではなく、自動車部品から新たな製品を作っていることを多くの人に知ってもらい、解体へ出すことにより障害者雇用を増やし、社会貢献していけたらいいと思っています。今後は組合ホームページでも積極的に情報発信をしていきたい。」と話していました。

協同組合長野県中古自動車リサイクルセンター
理事長 宇都宮 保

〒381-0034 長野市高田五分一沖679-10

電話：026-226-5416

協同組合長野県中古自動車リサイクルセンター東部町事業所

〒389-0514 東御市加沢128-1

電話：0268-63-0155



磁石が付く木製漆塗り フォトスタンドを秋の木曽漆器祭で初公開!!

10月19日、20日の2日にかけて木曽漆器工業協同組合（宮原正理事長）では「秋の漆器祭」を開催しました。会場となった木曽平沢地区は、中山道に沿った南北に細長い集落で木曽漆器の産地として、また漆工という伝統工芸の職人町として近代以降大きく発展してきました。その町並は漆工町としては国内初で、唯一の国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。

通りに面した母屋の奥には漆器の生産を行う塗蔵と呼ばれる土蔵造の建物があり、土蔵の内部は、漆器の製作過程で重要な湿度と温度が安定しているため現在も漆器生産に使われ続けています。

毎年6月には漆器祭が開催され、通りには掘り出し物を求めて全国から多くの観光客が訪れますが、人が多すぎてゆっくり見ることができない等の声を受け、今回初めて秋にも漆器祭を開催することとなりました。19日にはくるみ味噌の五平餅や塩尻市の伝統指定野菜である羽淵キウリ^{はぶち}などの食材を木曽漆器のうつわに盛り付けた昼食やきの



こ汁などが観光客へ提供されました。「ゆっくりと散策しながら、生産者と会話を楽しみつつ伝統的な建物の

並ぶ木曽平沢を見てもらいたい。」と実行委員長の石本幸一郎氏は話されていました。

今回特に目を引いたのは、申込先着100名の特典として、世界初の磁石が付く漆塗のフォトスタンド（写真立て）です。

漆器の新しい可能性を求めて、鶴見大学（横浜市）との共同研究を進める中、漆にステンレスの粉末を加えることで、磁石に付く木製漆器を開発し、特許出願をしました。木曽漆器は地元産の「さび土」を漆に混ぜることにより丈夫になることで知られていますが、ステンレス粉を混ぜることによりさらに強度が増すことが出来ることや、品質を均等化しやすい等の利点があることがわかりました。今後はフォトスタンドだけではなく、いろいろな商品開発に活かされると予想されます。



木曽漆器工業協同組合

理事長 宮原 正

〒399-6302 塩尻市大字木曽平沢2272-7

電話：0264-34-2113

ながの共済

傷害共済

経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

経営者傷害共済 (傷害共済K型)



企業防衛の第一歩は、経営者への備えから!

ケガによる死亡補償

2,000[※]万円

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能

継続は
85歳まで!

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階

【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル バレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

ETC

各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度 (後払制度)

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETC システムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。

但し、1 台月額 3 万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度 (後払制度)

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合の ETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ORSE

財団法人
道路システム高度化推進機構

登録番号 第 0448-022764 号

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

申込み・問い合わせは

(協) 長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

長野県中小企業労働問題協議会通常総会・記念講演開催のご案内

日時 11月29日（金）午後1時30分～

場所 「ホテルJALシティ長野」

内容 1. 通常総会（午後1時30分～午後3時）

2. 記念講演（午後3時～午後4時30分）

テーマ1 ■ 「ドイツ視察研修旅行記」

講師 中野プラスチック工業（株）専務取締役 小林 清素 様

テーマ2 ■ 「ドイツの歴史と現状について」

講師 東京法令出版（株）常務取締役 星沢 卓也 様

中央会正副会長・支部長合同会議・

長野県議会環境商工観光委員会との懇談会開催のご案内

日時 12月2日（月）午後4時～

場所 「ホテル国際21 2F弥生」

内容 1. 正副会長及び支部長合同会議（午後4時～午後5時15分）

2. 委員会との懇談会（午後5時30分～午後6時30分）

松本会場

地域中小企業の人材確保・定着支援事業 合同就職面接会・冬の陣開催のご案内

日時 12月9日（月） 午後1時～午後4時

場所 ホテルブエナビスタ

主催 ハローワーク松本・ハローワーク大町・松本職業安定協会・

大町職業安定協会・長野県中小企業団体中央会

内容 平成26年3月大学・短大・高専・専修学校卒業予定者及び卒業後概ね3年以内の未就職者を対象に、ハローワーク松本・大町管内に就業場所がある事業所とのマッチングを行う



長野会場

地域中小企業の人材確保・定着支援事業 合同就職面接会開催のご案内

日時 12月24日（火） 午後1時～午後4時半

場所 ホテルメトロポリタン長野

主催 長野県中小企業団体中央会 後援 長野労働局（予定）

内容 平成26年3月大学・短大・高専・専修学校卒業予定者及び卒業後概ね3年以内の未就職者を対象に、県内に就業場所がある会員中小企業とのマッチングを行う
保護者向けセミナーも同時開催



☆働きやすい職場環境づくり

「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を買く活用

中退共
小企業
退職金
共済制度

「中退共」で
検索!

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



（独）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2013

11

No.444

第444号 平成25年11月10日発行
購読料年間 3,000 円（消費税・送料込み）

発行人 佐々木正孝

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
中小企業指導センター内
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社



人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

1年、2年、3年から期間が選べる

固定金利の半年複利

お預け入れは50万円から

長野支店

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
☎026(234)0145(代)

諏訪支店

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
☎0266(52)6600(代)

松本支店

〒390-0811 松本市中央2-1-27
松本本町第一生命ビル1F
☎0263(35)6211(代)